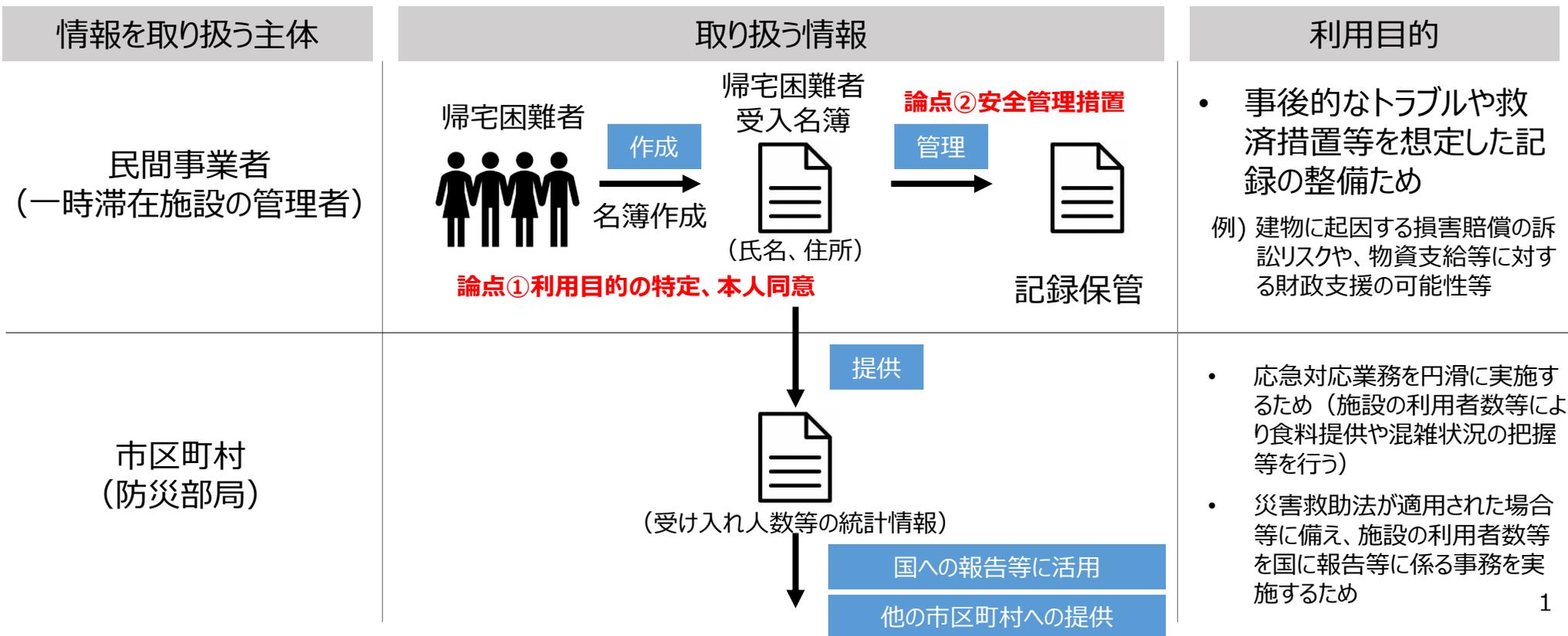


- 大都市圏における大規模地震に伴う鉄道の運行停止等による多くの帰宅困難者の発生への備えとして、自治体は事業者等に対して、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の提供に関する協力を求めている。
- 事業者は地震発生時、帰宅困難者の受け入れに際して、建物に起因する賠償責任が生じる可能性を考慮し、受け入れ条件について帰宅困難者本人の合意を得るとともに、収容状況や支援内容の記録等のため、帰宅困難者受け入れ名簿を作成することが推奨されている（「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」）。
- 自治体は、事業者が作成する帰宅困難者名簿の提供を受け、帰宅困難者の把握や、避難人員の国への報告のために活用したいと考えている。一方、事業者との関係は委託ではなく協定締結による協力体制であることから、事業者から名簿の提供を受けてもよいのか、またそれを活用してもよいのか判断に迷う。

ケース 1. 一時滞在施設の管理者が民間事業者の場合





想定されるケース

- 個人情報保護法**第27条第三者提供の制限**について、**個人情報取扱事業者**がデータを第三者に提供する際は、本人の同意を得ることが原則とされている。
- 自治体は帰宅困難者名簿の提供を受け、帰宅困難者の把握や、避難人員の国への報告のために活用したいと考えているが、直接本人から取得した情報ではないため、活用して良いか判断ができない。

論点

- 民間事業者は、**収容状況や支援内容の記録整備等のため、個人情報の取得が推奨されている。また、施設運営や災害対応業務を円滑に実施するため、自治体との情報共有が有用である。**
- 個人情報保護法第27条では、事業者がデータを第三者に提供する場合、本人の同意を得ることが原則とされている。帰宅困難者受け入れ名簿は、帰宅困難者本人が一時滞在施設に滞在する際に記載するものであり、記載時に本人同意を取得することが可能である。そのため事業者は、帰宅困難者受け入れ時に、**自治体への提供に関する利用目的を定め、本人の同意を取得すべきではないか。**
- **その際、一時滞在施設の協定相手である自治体だけでなく、帰宅困難者が居住している自治体等へ提供する可能性がある。民間事業者がそれらの事情を考慮した利用目的を定めるよう、自治体側から働きかけることが望ましい。**
- **また、情報の提供を受けた自治体は、取得した個人情報の利用目的を適切に定める必要がある。**
- なお、一時滞在中施設に帰宅困難者が殺到するなど、**情報の提供に関してやむを得ない事情により本人同意を取得することが困難な場合においても、被災者への各種支援を実施するために個人情報を提供することから、第27条第1項第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当し、情報提供することができる場合もある**のではないかと。

利用目的

※自治体への報告の例

- 例1. 自治体は、（施設の利用者数等により食料提供や混雑状況の把握等を行うことで）災害対応業務を円滑に実施するため、施設管理者に帰宅困難者名簿の情報提供を求める。
- 例2. 自治体は、災害救助法が適用された場合に備え、避難人員の統計情報を把握するため、施設管理者に帰宅困難者名簿の情報提供を求める。



(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）



(費用の支弁区分)

- 第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。
- 2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。
- 3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。



想定されるケース

- 一時滞在施設の施設管理者は、施設内の収容状況の把握や帰宅困難者に対する支援内容の記録、自治体への提供等のため、帰宅困難者本人が記入する情報から、帰宅困難者受け入れ名簿を作成した。



論点

- 個人情報保護法第66条に、行政機関等における安全管理措置が規定されている。「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に従い、個人情報を適切に保管すべきではないか。
- なお、協定締結の際に、「事業者は、個人情報保護法の規定に基づき、自治体に対して個人情報の提供が可能な場合がある」旨の条文を設ける事が望ましいのではないか。